

# 昭和二十一年・地方競馬法の制定について

——議会での審議を中心に——

末 澤 国 彦

## 一 はじめに

昭和二十（一九四五）年八月十四日、日本はポツダム宣言の受諾を決定し、同年九月二日に降伏文書に調印し連合国の占領下におかれることになった。そして、占領政策は日本の統治機構を活用した間接統治が行われ、新憲法の制定をはじめとする「民主化」が行われ、さまざまな分野で大きな変化が起きていた。競馬をめぐる馬政についても「終戦によって馬政計画は終息し、馬は他の家畜とともに経済家畜として取り扱われることとなった」というように、これまでの軍馬中心の馬政から大きな変革が行われることになった。そのことは、農林行政の組織面にも表れている。

まず昭和二十年八月二十六日、農商省官制が農林省官制に改正され、農林省が設置された。<sup>(2)</sup> さらに同年十月二十六日、農林省官制が改正され、馬政局が廃止された。そして同日、農林省分課規程が改正され、競馬に関する問題は畜産局畜政課、馬産に関する問題は畜産局馬産課が担当することになった。<sup>(3)</sup>

一方、馬券の発行を伴う競馬に関して見てみると、公認競馬については競馬法（大正十二年法律第四十七号）が効力を有していた。しかし、戦前の地方競馬を整理統合した鍛錬馬競走で馬券の発行の合法化根拠となった軍馬資源保護法（昭和十七年法律第七十六号）は、昭和二十年十一月二十一日、「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク軍馬資源保護法廃止等ニ関スル件（昭和二十年勅令第六百四十三号）によって廃止された。そこで、軍馬資源保護法に代わってあらたに地方競馬における馬券発行の合法化根拠となったものが地方競馬法（昭和二十一年法律第五十七号）である。

そこで、本稿では地方競馬法の制定過程で見られた議論を中心に地方競馬における馬券の合法化の過程を検討するものである。刑法の賭博及び富くじに関する罪の例外規定を設けるにあたり、競馬法・軍馬資源保護法では馬匹改良、軍馬の確保の必要性・緊急性という国策が合法化の理由とされたが、終戦に伴い馬政計画が終息した状況の下、これに代わる合法化の理由はどのようなものかという問題が浮かび上がる。また、競馬法・軍馬資源保護法の審議の際に馬券に反対の立場を取るものが多かった貴族院ではどのような議論が行われたのかという問題もある。特に競馬法では、馬券の発行に大きな制限を設ける、軍馬資源保護法では、馬券に代わる国民の関心を呼ぶ方法が見つかったならば馬券の廃止を検討するという言質を取って賛成に転じたという経緯があるからである。<sup>(4)</sup>

この地方競馬法をめぐっては、地方競馬の歴史に関する研究のほか、競馬という収益事業の観点から戦前戦後の連

続性に関する研究などがある<sup>⑤</sup>。そして、馬券の合法化をめぐることは、これまで行ってきた明治期の馬券黙許時代から現行刑法制定に伴う馬券の禁止<sup>⑥</sup>、競馬法の制定に伴う馬券の合法化<sup>⑦</sup>、軍馬資源保護法制定に伴う馬券の合法化<sup>⑧</sup>の研究の延長線上にあるものであり、これらと同様の意義があると考えられる<sup>⑨</sup>。

## 二 終戦直後の競馬をめぐる状況

### (一) 公認競馬の状況

競馬法に基づく公認競馬は、昭和十八（一九四三）年十二月の閣議決定で中止されることが決定された<sup>⑩</sup>。そして昭和十九年度以降の競走は、能力検定競走として馬券の発行無しで行われた<sup>⑪</sup>。また競馬場の施設は、陸軍に貸し出されていた<sup>⑫</sup>。終戦後、これらの施設は返還されたが、今度は進駐軍による駐留が行われることになった。そのため競馬の再開の目途が全く立たないような状況であった。

そのような中で日本競馬会は、競馬再開に向けて準備を開始した。昭和二十年十一月に理事会を行い、①競馬施行の目的、②競馬施行開始時期及び施行競馬場、③出走馬、④開催日時および回数、⑤競走馬の所属、⑥調教師・騎手の件、⑦勝馬投票、⑧政府納付金の使途、⑨馬主団体、⑩生産者団体など広範囲にわたる討議が行われた。そしてこの討議内容をもとに競馬施行要綱案をまとめ、これに基づいて職員や調教師に意見聴取を行った<sup>⑬</sup>。一方、生産者や馬主は、「競馬の民主化」に向けてそれぞれ活発な動きに出ている<sup>⑭</sup>。そのような流れの中で昭和二十一年（一九四六）年六月、日本競馬会理事長安田伊左衛門は、和田博雄農林大臣に競馬委員会設立の申請を行い、翌月認可された。この競馬委員会は、馬主、生産者、学識経験者、日本競馬会役員、調教師から構成され、ここで競馬施行規程の改正や競馬

開催日程、番組と競走距離などが討議された<sup>15</sup>。また、これらの動きと並行して進駐軍との交渉が行われた。進駐軍との交渉では、進駐軍将兵の競馬観覧にあたり①入場料や税金の徴収の是非<sup>16</sup>、②勝馬投票券の発売の是非、③払戻金に税金を賦課することの是非、④進駐軍使用の紙幣の取扱、⑤競馬場内外整備のためのMP派遣についてなどであった<sup>17</sup>。また戦時中、農地に転用されていた馬場の復旧工事も行われた。

その結果、昭和二十一年十月十七日、東京・京都の両競馬場で三年ぶりに公認競馬が再開されることになった。

## (二) 闇競馬（無法規競馬）の横行

軍馬資源保護法の廃止を受けて、公認競馬以外で馬券の発売を伴う競馬の開催は困難となった。そこで、中央馬事会や各都道府県馬匹組合連合会などの要請により、地方競馬の合法的再開に向けて農林省としては何らかの形で策を取る必要があった。しかし、農林省は農地改革の問題や食糧危機対策などに追われ、地方競馬の再開は優先順位が低く新法を制定して合法化するには時間を要する状態であった。

そのような中、各都道府県馬匹組合連合会を中心に法律によらずに馬券を発行する競馬、いわゆる「闇競馬」が全国各地で行われるようになった<sup>18</sup>。この闇競馬であるが、「進駐軍慰安」、「戦災復興」、「引揚同胞者支援」などが名目としていた。そして、開催形態は、昭和二十一年五月に神奈川県藤沢の元航空隊跡地を利用して開催されたもの<sup>19</sup>のように全くの無許可のものもあった。しかし、ほとんどの地域ではかつての地方競馬規則（昭和二年農林内務省令）に準ずる形で知事の認可を得て「県地方競馬規則」、「馬匹能力検定競技会実施要綱」、「家畜能力検定競励会施行要綱」といった条例を制定し、一応の「合法化」をしたものであった。また、北海道では「進駐軍競馬」と称される競

馬が行われた。これは、進駐軍（アメリカ第十一空挺師団）が北海道庁に命令を出し馬匹組合連合会などが運営を行うもので、日本競馬会の札幌・函館両競馬場のほか、室蘭でも開催された。<sup>20</sup>そして、「沖繩を除いて全国で闇競馬が開催されなかったのは、山形、和歌山、鳥取、島根、岡山、徳島、福岡、長崎、宮崎の九県であった」というように<sup>21</sup>ほぼ全国的に行われている状態であった。一方、この闇競馬の主催団体は、その収益を馬事振興だけではなく開催県や市町村への納付金、引揚者・戦災者援護、社会事業への寄付などを条例で義務付けていることが多かった。そして、この闇競馬は娯楽が乏しく公認競馬が中止状態にある終戦直後の状況下で公認競馬場がある地域を中心に好意的に受け止められた。<sup>22</sup>

しかし、闇競馬に出走する馬は、元軍馬、農耕馬、荷馬車用の挽馬などさまざまであり、騎乗する騎手は專業の騎手だけでなく騎乗経験のある者であれば誰でもよく、そこには八百長などの不正が入り込む余地があった。また、馬券の計算業務は鍛錬馬競走時代のノウハウが生かさされたが、払戻金の計算ミスが発生し、それに伴い観客が騒ぐ事態が発生することがあった。そこで主催団体は、警察の力が緩んでいた時期でもあったため、場内警備に地元の暴力団を使って収拾をすることもあった。そして、この暴力団の介入は、時には馬主や騎手を脅すこともあり八百長発生の温床になっていた。地方競馬法施行後のケースではあるが、群馬県の高崎競馬場では八百長をめぐって騎手と馬が日本刀で斬りつけられる事件などが発生している。<sup>23</sup>また、暴力団の介入は、馬券の発売と賭博の縄張りの問題や出走馬を集めるため彼らの力を借りるといふ問題もあった。さらに鍛錬馬競走のように陸軍や馬政局の介入・統制がなかったため、馬券購入枚数の制限や配当上限の制限はなく射幸性の面からも問題があった。

一方、闇競馬の取締については、全くの無許可のものについてはある程度の取締が行われていたようである。<sup>24</sup>しか

し、条例を制定したものと進駐軍競馬については全く取締が行われていない。これは、警察を管轄する内務省の官僚が官選知事になつていたことが大きいと考えられる。

このような闇競馬であるが、いくら知事の認可や進駐軍の命令があるとはいえ、国法である刑法を無視して行われている行為であることは疑いのないことである。<sup>(25)</sup>そこで、「レースが公正に行なわれず観客に迷惑を及ぼすようなことも多くなつた。従つてこれを野放しにしておくことはできず、これらの弊害を取り除くため」<sup>(26)</sup>法整備を行い、地方競馬の公正明朗な開催を目指していく必要があつた。そこで農林省は、地方競馬法の審議の中で「地方競馬ニ対スル政府ノ提案ヲ要求スル民間カラノ切望モアリマシテ考慮致シテ居リマシタケレドモ、政府ト致シマシテハ色々都合カラ提案スルニ至ラナカツタ」<sup>(27)</sup>と大石倫治農林政務次官の発言にあるように地方競馬法制定に向けての準備は行われていた。<sup>(28)</sup>しかし農林省は、前述のように農地改革問題や食糧危機の問題に追われていた。また競馬法との整合性や競馬法改正の問題もあり、法案作成に時間がかかる状態であつた。そのような中、中央馬事会<sup>(29)</sup>が中心となつて草案が作成され、馬産地選出の議員や畜産関係の議員などによつて第九十回帝国議会上程されたのが地方競馬法案である。<sup>(30)</sup>

### 三 議会における審議

#### (一) 衆議院での審議

地方競馬法案は、昭和二十一年八月二十九日より衆議院で審議が開始された。本会議の冒頭で、提案者を代表して小笠原八十美が趣旨説明を行った。小笠原は、青森県馬匹組合連合会会長で中央馬事会理事であつた。<sup>(31)</sup>そして、「我が国現下ノ情勢上、食糧問題ノ解決ハ、国民生活ノ安定ト平和新日本ノ建設上最モ重要ナ問題デアリマスガ、是ガ為

ニハ肥料ノ増産ト耕地面積ノ拡張ガ急務中ノ急務トセラル、所デアリマス<sup>(32)</sup>と述べ、食糧増産のためには馬が必要であることを主張する。さらに肥料・耕地面積・家畜の栄養面の問題を具体的な数値を挙げて説明し、「然ルニ、是ガ奨励ニ付テハ従来国庫補助等モアツタノデアリマスガ、今後ハ之ヲ多ク期待スルコトハ出来ナイノデ、是ガ奨励資源ヲ自主的ニ畜産自体ニ求メネバナリマセヌ、此ノ意味ニ於テ地方競馬ヲ開催シ、共ノ収益ヲ以テ畜産奨励ノ資源ニ充テルト云フコトガ、最モ緊要ナコトト思フノデアリマス<sup>(33)</sup>」と地方競馬の必要性を主張した。そして、軍馬育成は必要なくなつたので、馬政方針を変更し各種制限を撤廃して民間の自由な馬産に移行する必要がある、「之ニ適応スベキ種馬ヲ繋養シ、産業用ニ適スル馬ヲ生産シ、産業ニ適スル育成調教ヲサネバナリマセヌ、是等ノ目的達成ノ為ニハ、地方競馬ニ輓曳其ノ他産業用馬調教ニ適当ナル競走種目ヲ加へ、産業用馬ノ能力増進ヲ図ルコトガ最モ大切ナノデ、是ハ競馬ニアラザレバ能クナシ難キ所ガアリマス（拍手）此ノ意味ニ於テモ速カニ地方競馬ヲ開催スルコトガ必要デアリマス<sup>(34)</sup>」と産業馬育成には軽種馬中心で速力を重視する公認競馬とは競走体系が異なる地方競馬の開催が必要であることを主張した。つまり、目下の国家的問題である食糧問題を解決させるためには、産業馬・農耕馬の改良が必要である。この産業馬・農耕馬の改良により、肥料問題や耕地面積拡大の問題が解決し食糧増産につながるため、公認競馬とは異なる体系の地方競馬を開催する必要があるというわけである。

さらに地方競馬において馬券を発行することに関しては、小笠原は次のように説明した。<sup>(35)</sup>

（前略）更ニ競馬ハ、馬券ヲ発売スルコトニ依リマシテ新田ヲ吸収シ、浮動購買力ヲ減少シ、「インフレ」対策致<sup>ツマ</sup>トシマシテモ最モ有効適切デアリマス（拍手）加之馬券税ノ徴収ニ依リ、国庫収入ノ増加ヲ図ルト共ニ、競馬ノ施行ニ依リマシテ得タル剩余金ハ、畜産奨励、社会事業資金等ニ使用セラレ、国庫ノ負担ヲ少クスル点ニ付テモ重大ナル役割ヲ果スノデアリマス、競馬

ハ一面ニ於テ健全ナル大衆娯楽デモアリマス、今ヤ地方競馬ノ実施ハ、国民一般ノ熱烈ナル要望デアリマシテ、此ノ結果ハ、何等法規ナキニ拘ラズ各地ニ地方競馬類似ノ競馬ガ開催セラレ、其収入ハ前ニ述ベマシタヤウナ方法ニ使用セラル、コトナク、勿論国庫収入モナク、其ノ多クハ濫費セラレテ居ルト云フ状況デアリマシテ、此ノ儘ニ放任スル時ハ、収拾スベカラザル結果ニ到ルコトハ、火ヲ賭ルヨリモ明カナルコトデアリマス、此ノ情勢ニ応ズル為ニモ、地方競馬法ノ制定ハ最モ緊要ノコトデアリマス (後略)

ここでは、馬券の発行が刑法の例外になることには一切触れられず、馬券発行の効用と地方競馬法の制定が闇競馬の撲滅につながる事が主張されている。さらに小笠原は、地方競馬の施行者の問題、競馬場の数や開催期間、競走の種類、馬券を「優勝馬票」と称し無制限に購入できること、払戻金の問題と売上金の使用方法などについて説明した。

そして、十八名の委員が選ばれ、八月三十一日、九月二日、九月五日の三回にわたって地方競馬法案委員会が開かれた。ここで注目すべき点は、出席した政府関係者は大石倫治農林政務次官が三回すべて、和田博雄農林大臣が第二回のみ、難波理平農林事務官が第二回と第三回に出席するのみという点である。つまり、刑法の例外規定の審議であるにもかかわらず司法省、内務省関係者の出席が見られないことである。そして、農林政務次官の大石は中央馬事会の専務理事<sup>36</sup>でもあることから、審議の中心は産業馬・農耕馬の必要性や売得金の用途の問題についてであった。そのため、馬券の賭博性に関する審議はほとんど行われなかった。唯一馬券の弊害と取締に関する質疑は、第二回委員会において永井勝次郎と小笠原との間で行われた次のようなやり取りである<sup>37</sup>。

○永井委員 提案者ニ御尋ネシマス、競馬会ヲ開催シテ行ク上ニ於テ従来ノ弊カラ見マスト、競馬場ヲ全国的ニ回ッテ歩ク俗

ナ言葉デ言ヘバゴロツキノヤウナーツノ集団ガアツテ、ソレガ開催ノ上ニ於テ不明朗ニシテ居ル点ガ相当アツタト思ヒマス、勿論此ノ競馬ノ開催ハ主トシテ畜産ノ奨励ニ資シ、其ノ中ニ皆ガ畜産ニ関心ヲ持チ、明朗ニ樂シムト云フ所ニ狙ヒガアルノデアリマシテ、随テ「レース」ノ内容ガ明朗デナケレバナラヌト思ヒマス、サウ云フヤウナ事柄ニ付テ其取締ヤ、「レース」ノ番組ノ組合セトカ、或ハ馬券ノ問題トカ色々ナ問題ガアルデアリマセウガ、ソレ等ニ対スル内容ノ明朗化ト云フ事柄ニ付テドウ云フ御考ヘヲ持ツテ居ラレマスカ

○小笠原委員 御尋ネガアリマシタカラ御答ヘ致シマスガ、如何ニモ御尤モナ御気付ノ点デアリマス、提案者トシテハ地方競馬ナルモノハ本会議デモ御説明申上ゲタ通り、開催地ノ其ノ県ニ於テ飼養管理シタ、或ハ隣接ノ都道府県デ二箇年間飼養致シタ其ノ馬ニ限ツテ出場スルコトガ出来ル、ソレヲ四歳以上八歳以下ノ馬ト云フコトニ定メル予定デアリマス、随テ従来ノ如ク旅カラ旅ヘト渡ツテ歩イタ騎手ニ依ツテ競走ガ出来ルモノトハ私ハ考ヘテ居リマセヌ、百姓ノ少シ氣ノ利イタ人ガ騎手ニナツテ競走スルノダト云フコトガ、地方競馬ノ主タル目的デアリマス、所ガ是ニハ今御述ベニナリマシタヤウナ心配ヲ提案者ノ私モ余程持ツテ居リマス、ドウ云フコトカト言ヘバ、茲ニ産業馬ヲ目的トシ、其ノ発達ヲ期スル為ニ競馬ヲヤルノデアリマスガ、従来ノ競馬ノ「ファン」ガ何トナク速度重点主義デ、ドウシテモソレニ重点ヲ置カレルヤウナ心配ガアル、而モソレハ関東、関西ノ方ノ競馬ノ盛ンナ所ニ最モ多イヤウナ関係ガアリマスノデ、ソコニ心配ガ出テ来ルノデアリマスガ、生産地ヤ其ノ他ノ田舎ノ方デハ其ノ心配ハ更ニナイモノト思ヒマス、(中略)其ノ他ノ取締方針ト致シマシテハ、商売的ニ奔ツテ競走馬ヲ操縦致シ、何か八百長デモヤルヤウナ心配ヲ持ツタ今マデ非難ノアルヤウナモノハ、嚴重ニオ互ヒノ間ニ於テ取除カナケレバナラヌノデアリマシテ、ソレハオ互ヒノ間ニヨク決メテ置キサヘスレバ、関東、関西ノ方モソレゾレハ改マルト考ヘテ居リマス、以上御答ヘヲ申上ゲマス

このように地方競馬は、地域密着型で展開すれば弊害は除去できるとしているが、八百長対策については直接回答していない。また、競馬場の数についての質問に対しても「ヤハリ競馬ト云フモノモ、悪ク言ヘバ前ニモ申上ゲタ通り賭博ニ類似シタ面ガアルノデ、ヤハリ建<sup>(マ)</sup>全娛樂ノ度ヲ過ルト云フコトハ、相当ニ社会的ニ考ヘナケレバナラヌノデ、或ル限度ニ止メテ置クト云フコトガ必要ダト思ヒマシテ<sup>(38)</sup>」という回答の中に「賭博」という文言が見られる程度であった。

このような議論の結果、地方競馬法案は、九月五日に全会一致で委員会を通過し、九月八日の本会議では簡単な審議報告があるのみで質疑はなく、満場一致で可決された。

## (二) 貴族院での審議

貴族院では、九月十日に上程され、地方競馬法案特別委員会で審議が行われることが決定し、九月十一日、十三日、十四日、十七日と審議が行われた。特別委員会の委員長は、競馬法や軍馬資源保護法の制定に尽力し、馬政調査会委員、軍用保護馬鍛錬中央会副会頭、日本競馬会評議員などを歴任し、当時中央馬事会顧問である西尾忠方であった<sup>(39)</sup>。そして委員には日本競馬会理事長で日本競馬の父といわれる安田伊左衛門<sup>(40)</sup>や元農林次官で中央馬事会会長の松村真一郎<sup>(41)</sup>、軍馬資源保護法の制定に尽力した獣医師でもある四条隆徳<sup>(42)</sup>といった競馬や馬政の関係者が参加していた。また、法律関係者では、検事総長や司法大臣を歴任した小山松吉<sup>(43)</sup>、弁護士の有馬忠三郎<sup>(44)</sup>が参加していた。このうち小山は、明治四十年刑法の施行に伴い馬券の発行が禁止される直前の明治四十一(一九〇八)年九月二十七日、鳴尾速歩競馬会の幹部を賭博容疑で検挙したいわゆる鳴尾競馬事件の指揮を取った検察官でもあった<sup>(45)</sup>。

特別委員会での審議では、競馬法や軍馬資源保護法の審議の際に見られた馬券の発行は賭博であるとして正面から反対する意見は見られなかった。そして議論の中心は、戦後の馬政計画のあり方や農業問題、売得金の使途、射幸行為とインフレ対策との関係、競馬法との関係・整合性などであった。そして、馬券の合法化の根拠や賭博性に関する議論もしつかりと行われていたのであった。しかし、そこでは馬券を反対するのではなく馬券を賛成する立場からの質疑応答であった。

まず、九月十一日の第一回委員会では地方競馬法における馬券の合法化の根拠をめぐって四條隆徳と大石農林政務次官との次のような質疑が行われた。<sup>(46)</sup>

○侯爵四條隆徳君 私ガ伺ツタノハ、戦争終結前迄ハ、此ノ競馬法改正ニ際シマシテハ馬券ガイツモ問題ニナツタノデアリマスガ、是デハ国防上困ルカラト云フノデ、其ノ結果ハ馬票ヲ売ルコトニナツテ居ルノデアリマス、国防上困ラナケレバドウナルカト云フコトガ又茲ニ問題ニナルコトナンデ、其ノ時ノ話カラハ、素直ニ申セバ、国防上馬ガ要ラナイト云フ時期ニナレバ一応考ヘ直サナクチャナラヌト云フ風ニ取レルノデスガ、現在富籤モ売ツテ居ル世ノ中デ、馬票ヲ売ルコトガ全然イカヌト私ハ考ヘル訳デハナイノデスケレドモ、実際問題ニ於テ、当時ノ軍馬ト云フモノハモウ如何ナル非難ガアツテモ之ヲ是非共作ラニヤナラヌト云フノデ馬票ヲ売ルコトニナツタノデアリマス、其ノ時ト今ノ状態ガ余リニモ違フモノデスカラ、私ハコウ云フ質問ヲ申上ゲタヤウナ訳デ、実際問題ニ於テ、当時国防上必要デアッタヨリ以上ニ馬ノ重要性ガアレバ、茲ニ馬票ヲ売ルト云フコトモ成立ツ訳デアリマスガ、実際ニ奨励シヨウト思ヘバ、何モ馬ダケデナクテ、石炭ヲ掘ルンデモナンデモ、奨励金ト云フ方法ガアルノデ、特ニ今ハ馬票ヲ売ツテ奨励シナケレバナラヌト云フ何人ニモ納得ノ行ク話ヲ伺ヘレバ非常ニ幸ダト思ッタノデアリマス、ソレニ関シテ御意見アリマスカ

○政府委員 (大石倫治君) 率直ナル御尋デゴザイマス、余リ諄クナリマス御迷惑デアルト存ジマシテ差控ヘタノデアリマシガ、先刻モ申上ゲマシタ通り日本ノ此ノ耕地ヲ完全ニ耕シテ、サウシテ不足ナル食糧ノ増産ヲナサシムルト致シマスルニハ、ドウシテモ馬ノ必要ヲ私共ハ痛切ニ感ジテ居ルノデゴザイマス、先刻モ同ジ大動物デアリマシテモ、牛ト馬ノ關係ガ違フト申上ゲマシタコトハ、東北、北信、北海道ト云フ穀倉方面ニ於キマシテ一番食糧ノ増産ヲ致シマスルニ欠クベカラザルモノハ肥料デゴザイマス、其ノ肥料ハ硫酸ヲ初メ金肥等ヲ以テ致シマシテモ、現在ニ於テハ需要ノ数分ノ一モ生産ハゴザイマセヌノデ、肥料ノ不足ハ所謂收穫ノ不足ヲ来シテ居ルノデアリマス、之ヲ確保致シマスコトハ、ドウシテモ堆厩肥ニ俟タナケレバナラヌノデアリマシテ、堆肥ヲ生産致シマスル一番ノ生産力ヲ持チ、其ノ肥効力ヲ多ク持ッテ居リマスルノハ馬ノ堆厩肥デアルコトハ御承知ノ通りデゴザイマス、(中略) 日本ニ於キマシテハ、ドウシテモ軍隊ガ必要デアルトカ、国防上ドウデアルトカ云フ問題デナシニ、日本ソレ自身ノ国民生活ノ上ニ馬ノ必要ハ御認メヲ下サレテ居ルコトト存ズルノデアリマス、其ノ馬ガ年々減退ヲ致ス傾向ヲ持ッテ居リマス、今迄政府ハ多額ノ補助助成ヲ致シテ生産或ハ飼育ノ奨励ヲ致シテ居リマシタモノガ、御承知ノ通り終戦後其ノ筋ノ注文モアリ、全然此ノ助成費ト云フモノハ削ラレマシテ、昭和二十一年度ニ於キマシテハ、一文モナクナッタノデアリマス、ソレデアリマスカラ、(中略) 一面直接奨励ノ用ニ供スルト共ニ、多面經濟的助成ノ資源タラシメル上ニ於キマシテ地方競馬、又公認競馬ト云フモノノ必要ヲ政府ト致シテ認メテ居ルノデアリマシテ、此ノ観点カラ致シテマシ<sup>ママ</sup>現在ノ馬ハ仮令一割二割ノ生産増加ヲ致シマシテモ、ドウモ此処デ申上ゲテハ如何カト存ジマスガ、屠殺數ガ多クナッテ参リマシテ、ナカナカ是ガ防ギ切レナクナッテ参リマシタ、(中略) 誠ニ残念ナコトデアリマスルケレドモ、政府ト致シテ是ガ防遏ヲ致スノデアリマスルガ、ナカナカソレヲ根本的ニ防遏スルコトガ出来マセヌ、従ッテ奨励上余程ノ此処ニ手段ヲ講ズル必要ガアルト、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス

このように、食糧問題の解決のためには馬の耕地整備力や馬の堆厩肥の効力が必要であるが、戦後になり軍馬の必要性がなくなつたため、馬に関する奨励予算が削られているだけでなく食糧不足で馬が食用として屠殺され馬の絶対数が減少している。そこで地方競馬で馬の生産・飼育の奨励を行うことが、地方競馬における馬券発行の目的であると述べられているのである。

次いで九月十三日の第二回委員会では、小山松吉から競馬法で禁じられている学生生徒未成年者への馬券の発売に關する規定が存在しない理由について質問がなされた。これに対して大石農林政務次官は、「時勢ノ変化ニ伴フモノト御了解願ヒタイノデアリマス、言論、集会、結社ガ自由ニナリマシテ、政談演説ノ如キモノモ、結社ノ如キモノモ殆ドソレ等ノ制限ヲ撤廢セラレテ居リマス時局デアリマスカラ<sup>(47)</sup>」と戦後の民主化・自由化の流れにあることをその理由とする答弁を行った。

そして、九月十七日の第四回委員会では、帝室博物館総長であつた渡部信<sup>(48)</sup>と大石農林政務次官との質疑応答では、馬券の賭博性の問題から始まり、競馬法や宝くじも臨時資金調整法（昭和十二年法律第八十六号）という合法化の根拠があることを指摘しながら、闇競馬と学生生徒未成年者への馬券発売に關して次のようなやり取りを行っている<sup>(49)</sup>。

○渡部信君 サウ致シマスルト、法律ノ規定ガナケレバ大体競技的ノモノデアツテモ違法デアルト御認ニナルト致シマスレバ、第一回ノ時カラ伺ツテ居リマス、地方ニ於テハ競馬ヲヤツテ居ルト云フコトデゴザイマスガ、其ノ地方競馬ニ於テハ馬券ハ矢張り売ツテ居ルノデゴザイマセウカ、其ノ点ヲチョット……

○政府委員（大石倫治君） 終戦後此ノ地方競馬ト申スベキモノ、即チ先般来申上ゲテ居リマシタ総動員法ニ伴ツテ出来マシタ軍馬資源保護法ニ依ル鍛錬馬競走ト云フモノガ廢止セラレマシテ以来、何等ノ規定モ法律モナイノデアリマス、其ノ後實質上

所謂地方競馬類似ノモノガ行ハレテ居リマシテ、其ノ競馬ニ於キマシテハ矢張り優勝馬票ニハ配当ガ伴フノデゴザイマス

○渡部信君 サウ致シマスルト法律上ノ根拠ナクシテ馬券ヲ売ッタ、ソレハマア地方長官ノ認可ガアルト云フ御話デゴザイマスルガ、何カ法律上ノ根拠ナクシテ、通説ニ依ル賭博ト認メルモノヲ公認シタヤウナ恰好ニナリマスガ、サウ云フコトニナリマスデセウカ

○政府委員 (大石倫治君) 此ノ点ハハッキリ茲デ御答ヘ申シ兼ネルノデアリマスガ、此ノ類似競馬モ地方長官、所謂知事ガ認可ヲ与ヘテ行フモノデアリマシテ、全然開催者ガ何等ノ法規其ノ他ヲ無視シテヤツテ居ルト云フヤウナモノデモナイノデアリマス、開催届ヲ致シ、ソレニ対シテ地方長官ガ認可ヲ致ス、又所ニ依リマシテハ売上金ノ中カラ百分ノ五程度位ノ、名前ハドウナツテ居リマスカ、寄附金ト云フコトニナツテ居リマスカ、兎ニ角収入ヲ得テ居ルト云フ所モアルヤウデゴザイマス

○渡部信君 サウ致シマスルト、マア法律上ノ根拠ナク賭博ヲ公認シタト云フ恰好ニナル訳デアリマスルガ、其ノ意味カラ申シマシテモ、御話ノ通り早く此ノ法律ヲ制定スルコトハ非常ニ必要ナコトカト思ヒマス、殊ニ此ノ前ノ御話ニ依レバ、色々收入ノ使ヒ方等モ監督ノ方法ガナイト云フ話モアリマシタガ、一部サウ云フ税デハアリマスマイガ、税ノヤウナ名前デ取ッタヤウナ所モアルト致シマスと、孰レニ致シマシテモ斯ウ云フヤウナ法律ハ早く通ス必要ガ益々アルヤウニ存ジマスルガ、ソレデ誰方カ仰シャッタカモ知レマセヌガ、サウ致シマスと、サウ云フ賭博ト学説ナリ、判例上認メラレテ居ルコトヲ学生ヤ未成年者デモ御許ニナルノカ、現在ノ競馬法デハ認メテ居ナイコトヲ御許ニナル、如何ニ自由主義デアリマシテモ未成年者デモ之ヲ御許ニナルト云フ風ニセラレタ御趣旨ハ何処ニアルノデアリマスカ

○政府委員 (大石倫治君) 其ノ点ハ細則、或ハ施行規則ニ依ッテ制限シ得ル場合ガアルト存ジマス、法律ノ面デハ制限ヲシテ居ラヌノデゴザイマスガ、此ノ法律ノ施行細則ノ運営等ニ依リマシテ、相当制限、或ハ秩序ノ上ニ、或ハ国民思想ノ上ニ悪影

響ノアリト認メラレル場合ニ於キマシテハ、相当制限ヲ加ヘテ取締ヲ致シタイト斯ウ考ヘテ居リマス

このように、法的根拠のない闇競馬に対して一刻も早く地方競馬法を制定して合法化することと学生・未成年者の馬券購入については細則、施行規則で対応することが確認された。第二回委員会では学生・未成年者の馬券購入は、民主化・自由化の流れにあるとしていたが、大きな変化である。

続いて「いよいよ真打といった趣<sup>50</sup>」で松村真一郎が質問に立った。午前中の審議で松村は宝くじとの比較から馬券の売り上げのインフレ対策効果についての質問を行った。そこでは福田赳夫大蔵事務官から「競馬ノ関係ガ非常ナ宜イ施設デアルト云フノハ是ハ御同感デアリマス<sup>51</sup>」という答弁を引き出した。そして午後<sup>52</sup>の審議では、古島義英司法政務次官と世耕弘一内務政務次官が臨席した。ここで松村は、長時間にわたる質問を行った。そこでは、①全国の闇競馬の実態を例示しこれらの合法化の必要性、②不正行為蔓延防止のための競馬場数の制限、③馬券の発売枚数制限の撤廃と控除率の引き下げ、④不正行為防止を含む公正な開催運営の必要性、⑤日本の農業政策における馬の必要性が主張された。これに対して古島司法政務次官は、「併シナガラ法律ニ根拠ヲ有シ、サウシテ御質問ノ中ニアリマスヤウナ効果ノアルコトデアルナラバ、之ヲ奨励致サナケレバナラヌ筋ニナルノデアリマスカラ、相成ルベク違反ノナイヤウナ法律的正当ナ事項ニ於テ御説ノ通りノ目的ヲ達シタイト考ヘテ居リマス<sup>52</sup>」と答弁した。また、世耕内務政務次官は、「幸ニ近ク地方競馬法ノ成立スル運ビトナリマシタ場合ニハ、只今ノ御趣旨ヲ体シマシテ十分取締ヲ致シタイトス様ニ考ヘテ居リマス<sup>53</sup>」と答弁した。さらに、大石農林政務次官は、「地方競馬法ノ成立ノ暁ニ於キマシテノ運用等ニ付キマシテハ、御趣旨ニ副フヤウナ取扱ヒヲ致スコトガ最モ適正デアルト思ヒマス<sup>54</sup>」と答弁した。これらの答弁で農林・司法・内務三省から事実上の同意を取り付けることができた。

第四回委員会は、この松村の質疑の後、小原謙太郎による日本競馬会批判ととれる質問が行われた。そして、安田伊左衛門によつて日本競馬会の馬事振興の歴史的役割を強調した上で三つのお願いをするという形で賛成の意見表明が行われた。<sup>55</sup> さらに西尾委員長からも賛成の意見が表明された。そして採決が行われ、満場一致で可決され、特別委員会を通過した。

そして、九月二十三日の本会議では西尾委員長の報告ののち、採決が行われ、満場一致で地方競馬法案は可決成立した。

#### 四 地方競馬法の内容

地方競馬法は、昭和二十一年十一月十九日に公布され、即日施行された。地方競馬法は、原案通りの全二十三条と附則からなっていた。<sup>56</sup> さらに十一月二十日に地方競馬法施行規則（農林省令第六十七号）が制定された。<sup>57</sup> 地方競馬法の主な内容は次の通りである。

まず第一条で各都道府県を区域とする馬匹組合連合会と中央馬事会が地方競馬の開催専有権を有することと地方競馬は馬事振興を目的とすることが規定された。第二条では地方競馬を開催する場合は地方長官に届出をすることが規定された。第三条では競馬場の数を北海道は三箇所以内、各都府県は一箇所以内にする事が規定された。第四条では、出走馬は地域飼養馬、すなわち地域の産業馬や農耕馬に限定することで、公認競馬との差異を図ることが規定された。第五条から第七条で地方競馬は原則年四回開催し、一回の開催期間は六日間で開催時には入場者より入場料を徴収することが規定された。そして、第八条で一口十円以下の「優勝馬票」という馬券を額面金額で発売ができるこ

とが規定され、発売枚数の制限は設けられなかった。第九条は、競馬開催関係者に対する馬券の発売が禁止されることとが規定された。第一〇条では、優勝馬票の的中者に対し、額面金額の百倍を超えない範囲で払戻金を交付できることが規定された。第十一条、第十二条、第二十三条は、優勝馬票の売得金に関する規定、第十四条、第十五条は競馬施行に関する農林大臣の命令権が規定された。そして、第十六条から第二十二條は各種不正行為に対する罰則規定である。さらに附則で馬券税法（昭和十七年法律第六十号）の一部を改正する規定が設けられた。なお、貴族院の審議で問題となった学生生徒未成年者の馬券購入禁止については、地方競馬法施行規則第十五条に規定された。

また、地方競馬法の制定に伴い整合性を取るために競馬法の改正も行われ、地方競馬法の公布前の十月十四日に公布された（昭和二十一年法律第三十七号）<sup>58</sup>。その結果、公認競馬でも馬券の発売枚数の制限、譲渡禁止規定が廃止され、払戻金も券面金額の十倍以内から百倍以内に改正された。審議の際に改正の理由は「刻下ノ通貨対策ノ一翼」<sup>59</sup>とインフレ対策に競馬法を活用することが述べられている。

地方競馬法は、昭和二十二（一九四七）年に改正が行われ（昭和二十二年法律第八十八号）競馬場の数が北海道六箇所以内、各都府県は二箇所以内と改められた。<sup>60</sup>そして、地方競馬法は、昭和二十三（一九四八）年七月十三日、新しい競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の制定に伴い廃止された。

## 五 おわりに

このように地方競馬法の制定過程を見てきたが、競馬法、軍馬資源保護法の審議の際と大きく異なる点は、馬券に対する強い反対意見が見られなかったことである。これについては議員の顔触れが変わったことや戦後の価値観の変

化があるのかも知れない。例えば、競馬法、軍馬資源保護法の貴族院における審議で徹底した馬券反対論を述べた土方寧は、昭和十四(一九三九)年五月までの在任であつた。<sup>61</sup>しかし、そのようなことよりも衆議院、貴族院の審議において中央馬事会関係者が主導して審議が行われたため、委員等への根回し等が行われていたことが大きいと思われる。このことは、衆議院の審議の際に司法省、内務省関係者の出席を求めなかったことや、九月七日の貴族院予算委員会第四分科会の審議の中で競馬法に関する質問が出た際に「地方競馬ハ原案通りデ通ルヤウナ空気デゴザイマス」<sup>62</sup>と楠見義男農林次官が答弁していることから明らかである。また、馬匹改良、軍馬の確保の必要性・緊急性という国策に代わる合法化の理由として馬匹改良による食糧増産が掲げられた。確かにこの当時の社会状況を考えると十分な国策ということができるが、将来国内が落ち着きを取り戻すことになる刑法の例外規定を設けるだけの国策と言えるかどうかは微妙になると思われる。しかし、このような理由を出してまでも法の制定を行わなければならないかつたのは、横行する脱法的行為である闇競馬を合法化させるということにあつたと考えられる。<sup>63</sup>このことは、闇競馬の主催団体の多くが各都府県の馬匹組合連合会であり、その上部団体が中央馬事会であることから明らかである。また、貴族院の審議の中で法案の不備が指摘されても、その部分は施行規則でカバーしようとするなど法の成立を急いでいた点もそのことを裏付けていると思われる。さらに、馬匹改良による食糧増産という目的を掲げることで、出走馬を産業馬や農耕馬に限定をかけることができた。これによつて、速力重視の軽種馬主体の公認競馬との差異をつけることにより、地方競馬は、公認競馬と異なる体系の競馬であることを主張することで法の制定を急がせることになったのではないかと思われる。

また、競馬法との統合性についてであるが、審議の中でも競馬法との一体化が主張されていた。しかし、競馬法に

よる公認競馬を主催する日本競馬会に対しては、昭和二十一年八月二十三日の衆議院建議委員会において寺島隆太郎ほか三名により「日本競馬界民主化に関する建議案」が提出されたり<sup>64</sup>、貴族院の審議の中でも小原謙太郎による日本競馬会批判の質問<sup>65</sup>などがあり、軍事協力機関でもあった日本競馬会の見直しは近い将来必至の問題であった。その際には、競馬法の全面改正が予想されるのである。そのため、今回はあえて地方競馬法という別の法律を制定し、競馬法改正の際に統合を検討すればよいと考えられていたのではないかと思われる。

これらのことから地方競馬法は、横行する闇競馬の脱法的状態を解決させるための暫定的に制定された法であると考えられ、そのためには当座の国策ともいえる「馬匹改良による食糧増産」という合法化理由が掲げられたものと考えられる。

- (1) 農林省大臣官房総務課編『農林行政史第十三卷』（昭和五十年・農林省大臣官房総務課）八二頁。
- (2) 官報昭和二十年八月二十六日付一頁、農林省大臣官房総務課編『農林行政史第六卷』（昭和四十七年・農林省大臣官房総務課）一一頁以下。
- (3) 官報昭和二十年十月二十六日付一八九頁、官報昭和二十年十一月六日付三〇頁、前掲『農林行政史第六卷』一五頁以下。
- (4) 神翁顕彰会編『続日本馬政史 二』（昭和三十八年・神翁顕彰会）八四四頁以下、地方競馬全国協会編『地方競馬史第一卷』（昭和四十七年・地方競馬全国協会）一三五頁以下、日本中央競馬会総務部調査課編『日本競馬史第七卷』（昭和五十年・日本中央競馬会）一四六頁以下、古畑恒雄「競馬法（一）」研修三三四号（昭和五十一年）九一頁以下。北海道馬産史編集委員会編『蹄跡』（昭和五十八年・北海道馬産史編集委員会）五四六頁以下、中央畜産会編『日本畜政史』（平成十一年・中央畜産会）五六七頁以下、古林栄一「北海道の馬と競馬の歴史」とかち馬文化を支える会編『北海道の馬文化と馬の知識』（平成二十年・とかち馬文化を支える会）一〇頁以下、関耕平・平田直樹「地方競馬の変遷―益田競馬馬主・大石正の聞き書き」山

陰研究一号（平成二十年）六五頁以下、立川健治『地方競馬の戦後史―始まりは闇・富山を中心に』（平成二十四年・世織書房）一頁以下、本田伸彰「競馬をめぐる状況」レファレンス六四卷七号（平成二十六年）三九頁以下。

(5) 萩野寛雄「競馬事業における連続性」早稲田政治公法研究六六号（平成十三年）九九頁以下。

(6) 末澤国彦「明治四十年刑法の制定と馬券の禁止について」日本法学八五卷四号（令和二年）二九一頁以下。

(7) 末澤国彦「大正十二年・競馬法の制定による馬券の合法化について」日本法学八三卷三号（平成二十九年）一〇五頁以下。

(8) 末澤国彦「鍛錬馬競走における馬券の合法化について―軍馬資源保護法の制定過程とともに―」日本法学八七卷二号（令和三年）一四五頁以下。

(9) なお、資料の引用に際し、旧漢字体については現在一般的に使用されているものに適宜改めた。

(10) 詳しくは、日本中央競馬会総務部調査課編『日本競馬史第六卷』（昭和四十七年・日本中央競馬会）六〇九頁以下、中央競馬ピーアール・センター編『近代競馬の軌跡―昭和史のあゆみとともに―』（昭和六十三年・日本中央競馬会）二六一頁以下を参照。

(11) 詳しくは、前掲『日本競馬史第六卷』六二七頁以下を参照。

(12) 詳しくは、前掲『日本競馬史第六卷』六七九頁以下を参照。

(13) 詳しくは、前掲『日本競馬史第七卷』一一〇頁以下を参照。

(14) 詳しくは、前掲『日本競馬史第七卷』一五九頁以下を参照。

(15) 詳しくは、前掲『日本競馬史第七卷』一六九頁以下を参照。

(16) 馬券税法第二条で勝馬投票券の発行および払戻金に税金が課されていた。

(17) 詳しくは、前掲『日本競馬史第七卷』一五五頁以下を参照。

(18) 立川・前掲書では、富山については三頁以下、その他の地域については二三頁以下で闇競馬の実態について詳細な研究が行われている。なお、闇競馬に関する資料が乏しいため、現在同書以上の実態説明は困難であると思われる。

(19) 前掲『日本競馬史第七卷』一四七頁。なお、立川・前掲書はじめにiv頁以下では全くの無許可のものを「ヤミ競馬」、何

らかの許可を得ているものを「闇競馬」と区別している。

(20) 詳しくは、前掲『日本競馬史第七卷』五四頁以下、道新スポーツ編『北の蹄音 ホッカイドウ競馬四十年史』(平成元年・道新スポーツ)二九頁以下、立川・前掲書一六五頁以下を参照。

(21) 立川・前掲書三一頁。

(22) 札幌の進駐軍競馬では、NHKにより一時間にわたりラジオ中継が行われた。

(23) 詳しくは、立川・前掲書七七頁以下を参照。

(24) 四国では厳しい取り締まりがあった。これについては、立川・前掲書一一三頁を参照。

(25) 前掲『日本競馬史第七卷』九七頁では、当時北海道庁の畜産技師であった佐伯才一が、進駐軍競馬について日高地区のサラブレッド復活の功績は認めながらも「国内法規を無視し無法の競馬を強行した罪は大きく、許し難い」と評していることが紹介されている。

(26) 前掲『地方競馬史第一卷』一三七頁。

(27) 「第九十回帝国議会貴族院地方競馬法案特別委員会議事速記録第一号」(昭和二十一年) 一頁。

(28) 前掲『日本競馬史第七卷』五六頁では、昭和二十一年六月七日から一週間、東京で農林省が主体となって地方競馬実施条例案の研究会が行われたという記述がある。

(29) 中央馬事会については、前掲『地方競馬史第一卷』一三八頁を参照。

(30) 法案がまとまる過程については、立川・前掲書二一〇頁以下を参照。

(31) 神翁顕彰会編『続日本馬政史 三』(昭和三十八年・神翁顕彰会) 一六一頁、前掲『地方競馬史第一卷』一三八頁、衆議院・参議院編『議会制度百年史・衆議院議員名鑑』(平成二年・大蔵省印刷局) 一〇五頁。

(32) 「第九〇回帝国議会衆議院議事速記録第三十七号」(昭和二十一年) 五五九頁。

(33) 前掲「第九〇回帝国議会衆議院議事速記録第三十七号」五五九頁。

(34) 前掲「第九〇回帝国議会衆議院議事速記録第三十七号」五六〇頁。

- (35) 前掲「第九〇回帝国議会衆議院議事速記録第三十七号」五六〇頁。
- (36) 前掲『続日本馬政史 三』一六一頁以下、前掲『地方競馬史第一卷』一三八頁。
- (37) 「第九十回帝国議会衆議院地方競馬法案委員会議録（速記）第二回」（昭和二十一年）六頁以下。
- (38) 前掲「第九十回帝国議会衆議院地方競馬法案委員会議録（速記）第二回」九頁。
- (39) 前掲『続日本馬政史 三』一五七頁、衆議院・参議院編『議會制度百年史・貴族院・参議院議員名鑑』（平成二年・大蔵省印刷局）五〇頁。
- (40) 前掲『続日本馬政史 三』一五一頁以下、前掲『貴族院・参議院議員名鑑』一七三頁。
- (41) 前掲『地方競馬史第一卷』一三八頁、前掲『貴族院・参議院議員名鑑』一六五頁。
- (42) 前掲『貴族院・参議院議員名鑑』一八頁。
- (43) 前掲『貴族院・参議院議員名鑑』一二三頁。
- (44) 前掲『貴族院・参議院議員名鑑』九二頁。
- (45) 鳴尾競馬事件については、大江志乃夫『明治馬券始末』（平成十七年・紀伊国屋書店）一三三頁以下、末澤・前掲「明治四十年刑法の制定と馬券の禁止について」三〇六頁、杉本竜『近代日本の競馬―大衆娯楽への道』（令和四年・創元社）九一頁以下を参照。
- (46) 「第九十回帝国議会貴族院地方競馬法特別委員会議事速記録第一号」（昭和二十一年）三頁以下。
- (47) 「第九十回帝国議会貴族院地方競馬法特別委員会議事速記録第二号」（昭和二十一年）三頁。
- (48) 前掲『貴族院・参議院議員名鑑』一七九頁。
- (49) 「第九十回帝国議会貴族院地方競馬法特別委員会議事速記録第四号」（昭和二十一年）一頁以下。
- (50) 立川・前掲書二六四頁。
- (51) 前掲「第九十回帝国議会貴族院地方競馬法特別委員会議事速記録第四号」五頁。
- (52) 前掲「第九十回帝国議会貴族院地方競馬法特別委員会議事速記録第四号」一二頁以下。

- (53) 前掲「第九十回帝国議会貴族院地方競馬法特別委員會議事速記録第四号」一三頁。
- (54) 前掲「第九十回帝国議会貴族院地方競馬法特別委員會議事速記録第四号」一三頁。
- (55) 安田は、日本競馬会が馬券を伴う競馬開催の独占権を持っていることから、当初地方競馬法には反対の意思を持っていたようである。これについては、立川・前掲書二七三頁以下を参照。なお、小山知一「馬事に尽した松村さん」松村真一郎笑子記念録刊行会編『松村真一郎笑子記念録』（昭和四十六年・松村真一郎笑子記念録刊行会）二五四頁以下には地方競馬法をめぐる安田と松村の懇談の様子を当時日本競馬会理事であつた小山知一が回想している。
- (56) 官報昭和二十一年十一月二十日付一五三頁以下。
- (57) 官報昭和二十一年十一月二十日付一五五頁以下。
- (58) 官報昭和二十一年十月十五日付九五頁。
- (59) 「第九十回帝国議会貴族院議事速記録第四十号」（昭和二十一年）五四二頁。なお、衆議院の審議は、「第九十回帝国議会衆議院議事速記録第五十号」（昭和二十一年）八二八頁以下。
- (60) 官報昭和二十二年五月一日付一頁。
- (61) 前掲『貴族院・参議院議員名鑑』一五六頁。
- (62) 「第九十回帝国議会貴族院予算委員会第四分科会（農林省商工省）議事速記録第二号」（昭和二十一年）一二頁。
- (63) 松村真一郎笑子記念録刊行会編・前掲書二五五頁以下を参照。
- (64) 「第九十回帝国議会衆議院建議委員會議録（速記）第六回」（昭和二十一年）五七頁。
- (65) 前掲「第九十回帝国議会貴族院地方競馬法特別委員會議事速記録第四号」一三頁。

